

## 社会福祉法人青森民友厚生振興団 行動計画

R2.1.20

個々の職員が持つ能力を十分に発揮でき、かつ、仕事とプライベート（生活）を両立させることができる働きやすい環境を作っていくために次のように行動計画を策定する。

### ・計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

《働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備》

### ◎目標1

年次有給休暇の取得促進（1年後50%、5年後75%の取得率を目指す。）

#### ・目標を達成するための対策の内容と実施期間

令和2年4月～ 職員会議等で改めて目標を周知する。

個々の年次有給休暇の取得状況を把握し、目標の達成に障壁となっている問題点を洗い出し、改善を図る。

段取りや整理・整頓の徹底、仕事の平準化等の時短のための取り組みを実施する。（働き方の見直し）

令和2年4月～ 部署内で適宜有給休暇の取得が調整できる体制づくりを図る

部署内で生産性を下げないよう、職員同士が連携することを重視し、お互いの仕事の見える化とコミュニケーションの場をつくる。

プロジェクトチームをつくり、部署間でのコミュニケーションの場をつくり、情報共有を図る。

### ◎目標2

所定外労働の削減の取組（5年後、90%以上の削減を目指す。）

#### ・目標を達成するための対策の内容と実施期間

令和2年4月～ 仕事が集中している職員の把握

令和2年4月～ 段取りや整理・整頓の徹底、仕事の平準化等の時短のための取り組みを実施する。（働き方の見直し）

多能工化を図る。

《妊娠中の職員及び子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための環境整備》

◎目標1

男性の子育て目的のための休暇の取得促進

- 目標を達成するための対策の内容と実施期間

令和2年4月～ 職員会議等にて、現状の法制度について周知する。

令和2年5月～ ヒアリング実施（ニーズ把握）

◎目標2

男性の育児休業を促進するための措置の実施

- 目標を達成するための対策の内容と実施期間

令和2年4月～ 職員会議等にて、現状の法制度において男性も育児休業を取得できることを周知する。

令和2年5月～ ヒアリング実施（ニーズ把握）

◎目標3

育児休業、育児休業給付、産前産後休業等諸制度の周知

- 目標を達成するための対策の内容と実施期間

令和2年4月～ 職員会議にて、現状の法制度について周知する。

令和2年5月～ 育児休業や産前産後休暇、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。